

令和8年度 東淀川区民間事業者を活用した課外学習事業（こぶしのみのり塾）
に関する協定書に係る細則

1 事業の名称

本事業の名称は「東淀川区民間事業者を活用した課外学習事業（こぶしのみのり塾）」とする。

2 事業の目的

乙は、東淀川区内の中学生及び小学5・6年生を対象に、子どもの習熟度に応じた基礎学力の向上及び学習習慣の形成並びに定着を図るため、区内小・中学校等の施設を活用して課外授業（こぶしのみのり塾）を実施する。

3 基本条件・事業の実施方針

- (1) 本事業は、各学年、各生徒・児童の習熟度に合わせた教材作りや課外授業を実施し、子どもの習熟度に応じた基礎学力向上及び学習習慣の形成並びに定着に資する実施内容とする。
- (2) 「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付されるバウチャー（習い事・塾代助成カード）でも受講可能とすることにより、利用者の塾代負担の軽減を図るものとする。
- (3) 実施場所は本市が用意し、光熱費については事業者負担とする。
- (4) 本市が無償で使用できる実施場所等を用意することにより（光熱費は実施事業者負担）、開設及び運営費を抑えることができるため、そのコストダウン分を受講者に還元できるよう、事業者は1人当たり受講料（教材費を含む）を大阪市習い事・塾代助成カード利用上限金額内（月額10,000円以内（令和7年度時点））とし、その範囲内で可能な限りの内容を構築し、実施してください。

4 事業の範囲

(1) 対象

東淀川区内の小学校5年・6年生及び中学生

(2) 開講期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(3) 実施使用場所

- A 大阪市立瑞光中学校（所在地：大阪市東淀川区瑞光4丁目9番37号）
基本使用教室等：多目的室及び当該部屋までの通路・通用門
- B 大阪市立柴島中学校（所在地：大阪市東淀川区柴島2丁目8番36号）
基本使用教室等：多目的室及び当該部屋までの通路・通用門
- C 大阪市立中島中学校（所在地：大阪市東淀川区東中島4丁目8番38号）
基本使用教室等：5号館第1学習室、相談室及び当該部屋までの通路・通用門
- D 大阪市立新東淀中学校（所在地：大阪市東淀川区豊里1丁目10番32号）
基本使用教室等：技術室及び当該部屋までの通路・通用門
- E 大阪市立淡路中学校（所在地：大阪市東淀川区西淡路4丁目25番53号）

基本使用教室等：多目的室3及び当該部屋までの通路・通用門

F 大阪市立東淀中学校（所在地：大阪市東淀川区豊里6丁目25番19号）

基本使用教室等：多目的室及び当該部屋までの通路・通用門

G 大阪市立井高野中学校（所在地：大阪市東淀川区井高野2丁目8番13号）

基本使用教室等：多目的室及び当該部屋までの通路・通用門

H 大阪市立大桐中学校（所在地：大阪市東淀川区大桐4丁目5番8号）

基本使用教室等：多目的室及び当該部屋までの通路・正門

I 大阪市立豊里南小学校（所在地：大阪市東淀川区豊里5丁目12番41号）

基本使用教室等：多目的室及び当該部屋までの通路・正門

J 東淀川区子ども・子育てプラザ（所在地：大阪市東淀川区2丁目1番4号東淀川区役所4階）

基本使用教室等：図書室及び当該部屋までの通路（東淀川区役所内の通路等を含む）

（4）定員

各会場20名程度（1コマあたり）

※定員については、申込み状況等に応じて、甲、乙及び当該学校の学校長（以下、「学校長」という）又は当該施設の拠点長（以下、「拠点長」という）と調整の上、変更を可能とする。

（5）実施科目

受講者の基礎学力向上のため中学生においては英語、数学及び国語、小学生においては国語・算数を基本とし、英語の短時間学習や質問等に対応できる指導体制を整える。

（6）実施時間等

原則的に次の時間で授業を実施し、授業実施時間外に自習ができる環境を整えることとする。実施時間及び自習環境の整備については、甲、乙及び学校長又は拠点長との協議の上、変更を可能とする。

また、実施場所の行事等又は感染症等によりやむを得ない事情により実施場所が使用できない場合は、休講とし、甲、乙及び学校長又は拠点長と振替等の対応について調整を行うこととします。

ア 中学生

開講時間：（1コマ目）午後7時00分～午後8時10分（70分間）

（2コマ目）午後8時20分～午後9時30分（70分間）

イ 小学生

【中島中学校・淡路中学校会場】

自習時間：午後5時00分～午後5時30分（30分間）

開講時間：午後5時30分～午後6時30分（60分間）

【豊里南小学校・東淀川区子ども・子育てプラザ会場】

自習時間：午後4時30分～午後5時00分（30分間）

開講時間：午後5時00分～午後6時00分（60分間）

5 実施場所の使用について

（1）乙は下記の条件の範囲内で各実施場所を使用する。

瑞光中学校、柴島中学校、新東淀中学校、東淀中学校、井高野中学校及び大桐中学校は開講日の午後6時30分～午後10時00分、中島中学校及び淡路中学校は開講日の

午後 5 時 00 分～午後 10 時 00 分、豊里南小学校及び東淀川区子ども・子育てプラザは午後 4 時 30 分～午後 6 時 30 分とする（開講準備、後片付け時間を含む）。

実施曜日は瑞光中学校、柴島中学校、中島中学校、井高野中学校及び東淀川区子ども・子育てプラザ会場は火曜日及び木曜日、新東淀中学校及び東淀中学校は月曜日及び水曜日、淡路中学校は水曜日及び金曜日、大桐中学校は月曜日及び木曜日、豊里南小学校は火曜日及び金曜日とする。

ただし、いずれの実施場所においても行事等又は感染症等のやむを得ない事情により、使用できない日が発生する場合がある。

- (2) 実施場所の使用については、「令和 8・9・10 年度 東淀川区民間事業者を活用した課外学習事業（こぶしのみのり塾）に関する協定」に基づき、乙が甲に提出した令和 8 年度分工程表による。工程表を変更する場合は、すみやかに甲、乙及び学校長又は拠点長との調整の上、決定する。
- (3) 乙は、実施場所の机・椅子・ホワイトボード及びキャビネット（各会場 1 台）を使用できるが、本細則 6 に定めたとおり扱うこととする。
- (4) 乙は、実施場所の空調を使用できることとするが、実施場所等を使用した際に生じる光熱費については乙の負担とし、請求の方法等については本細則 19 によることとする。
- (5) 本事業の協定の締結後に、実施場所の行事等により本事業実施期間において、上記（1）に記載の曜日及び時間帯を変更する場合は、甲、乙及び学校長又は拠点長との調整の上、決定する。
- (6) 乙が入塾説明会や体験授業等を実施する場合は、乙は甲及び学校長又は拠点長に対し、その実施の 30 日前までに協議を申し出る。

6 実施場所の管理について

(1) 日々の原状回復について

乙は、会場等使用の都度、実施場所（通路等含む）の清掃を行い、開講前の状態への原状回復を行い、忘れ物やごみの放置などがないようにする。実施場所内では廃棄せず、ごみは都度持ち帰る。また、開講時間前に実施場所にあった忘れ物等については、部屋内に残しておき、実施後に速やかに学校長、拠点長又は甲に連絡を入れる。

(2) 実施場所の施錠管理について

乙は、実施場所の学校長又は拠点長との取り決めに基づき、施錠管理や消灯等を行う。

(3) 実施場所等の鍵の管理について

甲は、学校長又は拠点長と協議のうえ、事業実施に当たり使用する教室及び門の鍵を定め、乙にその管理を委託する。乙は、事業実施場所等の鍵の管理について記載した鍵の管理報告書を甲に提出する。乙は、甲から管理を委託された鍵について、厳重に保管するものとし、事業実施以外の目的に使用してはならない。

(4) 感染症拡大防止にかかる対応

乙は、会場において学習指導を行う者及び受講者の健康観察や会場内の換気などの感染症への対策を講じる。

7 事業の内容

乙は、事業の実施方針及び下記（1）～（4）をふまえて、事業の企画及び運営を行う。

(1) 企画について

乙は、別添の「学習指導に係る方針」及び企画提案書に基づき、誠実に履行する。

なお、「学習指導に係る方針」及び企画提案書の内容と本協定及び本細則の内容に相違がある場合には、本協定及び本細則の内容に沿って、誠実に履行する。

乙が実施する課外授業の内容は、文部科学省が告知する現行の「中学校学習指導要領」及び「小学校学習指導要領」を概ねの指針としつつ、受講者の習熟度の分析を行った結果を反映させながら、受講者の習熟度に対応した指導内容とする。

(2) 課外授業の実施及び運営について

乙は、実施計画にて掲げた事業内容に基づき、事業実施体制（人材確保、講師の体制、個人情報取扱い方法等）・工程表作成等の目的達成に向けた運営を実施する。

(3) 課外授業における受講者の保険について

乙は、本事業におけるリスクに対応する保険に必ず加入する。

(4) 受講生の入退室管理

乙は、受講生の入退室管理を行い、受講生の出入り後は使用する門を施錠し、退出時は敷地内に残存する受講生がいないことを確認する。

(5) アンケート及び理解度テストについて

乙は、受講者へのアンケート及び理解度テストによるニーズ及び傾向、理解度・習熟度等の分析と検証を実施する。アンケート及び理解度テストは、事業開始時、9月頃、事業終了時の3回実施し、内容や実施時期については事前に甲と調整する。

乙は、アンケート及び理解度テストの結果について、実施ごとにすみやかに集計を行い、各受講者の変化等について総括的な意見を付し、結果を甲に報告する。

8 事業計画及び実施方法並びに事業の実施報告

(1) 乙は、事業実施にあたって、事前に甲と調整の上、事業実施体制（人材確保、講師の体制、個人情報取扱い方法等）等について記載した工程表（事業実施計画書）を作成する。

(2) やむを得ない事情により、当初に設定した日程で開講できない日が発生した場合は、乙は甲及び学校長又は拠点長と調整する。ただし、災害が発生した場合は本細則9に従う。

(3) 乙は、翌月の10日までに実施場所ごとに、毎月の開講日、講師数、空調及び照明の使用時間、受講者ごとの出席回数・学年・在学名、退塾者数（退塾理由を含む）等を明記した月例報告書を甲に提出する。

(4) 乙は、本事業終了後に、主な学習内容、出席状況、収支内容等を明記した事業実施報告書を4月20日までに提出する。

9 休講について

開庁時間外に次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合については休講措置とする。

(1) 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。

(2) 所在する区のいずれかの地域において河川氾濫の避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）（以下「避難勧告等」という。）の発令があった場合。

(3) 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）し

た場合。

- (4) 「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの(気象庁発表)が発表された場合。

ただし、上記(1)～(4)に関わらず、通塾時の安全が確保できない事態の発生その他実施場所周辺の緊急事態等が生じた場合、若しくは実施場所の施設の被害その他開講が困難となる事態等が生じた場合、又はこれらの事態が生じるおそれがあると認められる場合。

10 災害時における対応について

- (1) 災害発生時においては、乙はすみやかに甲に連絡し、対応について調整を行う。
- (2) 開講時に災害が発生した場合は、乙は生徒の安全を確保し対応する。乙は連絡が取れる状況になり次第、甲に連絡し、以後の対応について調整を行う。
- (3) 災害が開講時間外に発生した場合は、乙は本細則9に定めるところにより開講について判断し、連絡が取れる状況になり次第すみやかに甲に事後報告を行い、以後の対応について調整を行う。
- (4) 災害発生により、学校が臨時休業となった場合は休講とし、振替等の対応について調整を行う。

11 貸与品について

- (1) 甲が乙に貸与する物品(以下「貸与品等」という。)については、その品名、数量、品質、規格又は性能等を記載した借用証を乙が作成し、乙は貸与品等の引渡しの日から7日以内に甲に提出する。
- (2) 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理する。
- (3) 乙は、事業の完了、本細則の変更等により貸与品等を必要としなくなった場合は、甲にすみやかに返還する。
- (4) 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代替品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償する。

また、当該代替品については、その機能等について甲が精査を行い、その結果、瑕疵が発見された場合はその修補もしくは交換を請求することが出来る。

12 個人情報の取扱い

乙は、下記の(1)～(12)をふまえて、本事業において収集した個人情報及び事業に係る全てのデータ(以下「個人情報等」という。)について細心の注意をもって管理し、漏えい、滅失、き損、紛失等(以下『漏えい等』という。)が生じないよう事業を実施する。

- (1) 乙は、個人情報等については本事業目的の範囲内で利用し、第三者には提供しない。ただし、甲又は当該本人の保護者の書面による承諾があればこの限りではない。なお、当該本人の保護者の書面による承諾を得る場合は、事前に甲と協議を行うこととし、個人情報等を利用する範囲は甲が定めることとする。
- (2) 乙は、甲から提供された資料、貸与品等及び事業を行う上で得られた乙の保有する記録媒体(光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。)上に保有する全ての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理

責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録する等適正に管理する。

- (3) 乙は、記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理する。
- (4) 乙は、記録媒体等について、本事業終了後は、個人を特定できる情報及びデータについて速やかに廃棄、消去又は返却等を行い、甲へ報告を行う。
- (5) 乙は、オンライン学習等を利用する際には、サーバーやクラウド等に保存されるアカウント登録等で本名の使用を避けることを受講者に認める等により個人情報等の流出が生じないような仕組みを構築するよう努める。
また、乙は、本事業従事者が SNS 等において受講者等の個人情報等の流出を生じさせないよう特に留意する。本事業従事者と受講者との間で SNS に関わる情報の授受は、甲が乙との協議の上で認めたものを除き禁止する。
- (6) 乙は、甲が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。
- (7) 乙は、事業従事者その他関係人について、(1)～(6)の内容を遵守させるために必要な措置を講じる。
- (8) 乙は、個人情報等の他、この協定の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (9) 上記(1)～(8)に定めた内容は、この協定が解消した後もしくは期間が満了した後においても同様とする。
- (10) 甲は、乙の個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、乙に対し改善を求めるとともに、甲が乙の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで事業を中止させることができる。
- (11) 乙は、事業を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、乙から複製についての同意にかかる依頼の書面が甲に提出され、甲がこれに書面によって同意を行った場合はこの限りでない。
- (12) 上記(11)ただし書に基づき作成された複写複製物については、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等原本と同様に管理する。

13 個人情報等の保護状況に関する検査の実施

- (1) 甲は、必要があると認めるときは、乙の個人情報等の保護状況について立入検査を実施する。
- (2) 乙は、甲の立入検査の実施に協力する。
- (3) 上記(1)の立入検査の結果、乙の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、甲は乙に対し、その改善を求めるとともに、乙が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、事業を中止させることができる。

14 大阪市個人情報保護条例に基づく事実の公表

- (1) 甲は、乙が保護条例第 15 条の規定に違反していると認めるときは、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下、「保護条例」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。
- (2) 甲は、乙が(1)に定めた勧告に従わないときは、保護条例第 16 条第 2 項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。

- (3) 甲は、(1)(2)に定めるもののほか、事業に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

15 受講者の募集

- (1) 乙は募集の前に、手法及び期間等について甲と調整する。
(2) 甲は、乙と調整の上、募集チラシを東淀川区小中学校に在学する児童生徒に配布するほか、当該チラシを区役所内等で配架する。

乙は内容・配布方法等を甲と調整のうえ、募集チラシ等の広報物を作成する。

- (3) 乙は、受講者又はその保護者に対し、本事業外で実施されている塾事業や課外授業等の学習指導事業（乙以外が経営しているものも含む）へ能動的に勧誘することを一切禁止する。ただし、事前に甲と協議を行い、書面によりその承諾を得ている場合においてはこの限りでない。

前述の能動的に勧誘することとは、乙が受講者又はその保護者に対し、本事業外での塾事業や課外授業等の学習指導事業へ積極的に勧誘することを表している。受講者又はその保護者からの学習指導にかかる相談に応じて本事業外での学習指導事業を紹介することについては、相談者がその取捨選択について決定でき、かつ心理的な圧迫感を伴わないものであれば許容される。

16 受講料の取扱いについて

- (1) 乙は、受講料（教材費を含む）を大阪市習い事・塾代助成カード利用上限金額内（月額10,000円以内（令和7年度時点））とし、その範囲内で可能な限りの内容を構築し、本事業を実施する。
(2) 本事業の受講料の支払について、乙は「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付されているバウチャー（習い事・塾代助成カード）の使用を認めるものとする。

17 一般的損害

事業を行うにつき生じた損害（本細則18(1)(2)(3)に定める損害を除く）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（保険によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては甲が負担する。

18 第三者に及ぼした損害

- (1) 事業の実施に伴い第三者に及ぼした損害については(3)に定めるものを除き、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。
(2) (1)の定めにかかわらず、(1)にて規定する賠償額（保険によりてん補された部分を除く。）のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不適当であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りでない。
(3) 事業を行うにつき通常避けることができない騒音等の理由により第三者に及ぼした損害（保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、甲がその賠償額を負担しなければならない。ただし、事業を行うにつき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについて

は乙が負担する。

- (4) 上記(1)～(3)の場合その他事業を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たる。

19 光熱費の負担について

- (1) 協定書及び本細則における光熱費とは、本細則 4 に定める実施場所を使用する際に生じる照明及び空調機器の使用に応じた費用とする。
- (2) 光熱費の負担について、乙は、本細則 4 に定める実施場所を使用した時間に応じた光熱費を負担する。甲は当該費用にかかる請求を年度ごとに原則として年 2 回行う。
- (3) 乙が負担すべき光熱費の算定については、甲が指定した方法により積算する。
- (4) 乙が上記(1)の請求に応じず指定の納入期限までに支払わなかった場合には、甲は地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 240 条の規定により督促等必要な措置を行うことができる。
- (5) 乙が上記(1)の請求において指定した期限までに納付しないときは、甲は、乙に対し、納入期限の翌日から納入する日までの日数に応じ、当該請求額につき大阪市財産条例（昭和 39 年 3 月 19 日条例第 8 号）第 11 条及び第 23 条の規定に基づく延滞損害金を請求することができる。

20 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施について

乙は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施し、甲へ実施報告を行うこと。

21 細則の有効期間

本細則にて定める全ての事項については、令和 9 年 3 月 31 日まで有効とする。ただし、協定書の実施期間が変更された場合に変更後の期間の末日が令和 9 年 3 月 30 日以前の日となる場合はその日まで有効とする。

22 その他

本細則に定めのない事項については、その都度、甲と乙において適宜協議又は調整し決定する。

本細則の締結を証するため、細則書面 2 通を作成し、甲及び乙の代表者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪市
協定締結担当者 大阪市東淀川区長 印

乙 住所
事業者名
代表者名 印